

夜間中学に専任の 養護教諭・カウンセラーの 配置を



日本共産党東京都議会議員団 **とや英津子**
(練馬区選出)

義務教育を十分に受けられなかった人の
学びたい思いに応える夜間中学

○とや委員 共産党のとや英津子です。よろしくお願ひします。私からは、まず夜間中学についての質問をさせていただきます。

夜間中学は、義務教育を十分に受けることができなかつた人たちの、今からでも学びたいという思いに応え設置されている学級です。

文科省によれば、現在、二十三都道府県に四十四校が設置されて、来年度には七都道府県に、二五年には新たに六都道府県に設置される予定とありました。国も、未就学者、不登校、外国にルーツを持つ人たちの増加を受けて、夜間中学を重視し設置に力を入れ、この間、教育環境の充実にも取り組んでいますが、専門職の配置など、まだ課題が残されています。

文科省は、二〇一五年に、中学校の既卒者も夜間中学入学可とする通知を出しました。それ以降、元ひきこもりだった若者の入学が増えて、さらに、外国籍の生徒や中高年齢者など幅広く多様な生徒が夜間中学で学んでいるとお聞きしています。

都内には八校の夜間中学がありますが、ここに通う生徒の状況について、全体の在籍数、国籍、年齢についてお答えください。

○岩野地域教育支援部長 都内の中学校夜間学級には、令和五年五月一日現在、二百六人の生徒が在籍しており、国籍は日本、ネパール、中国、フィリピ

ンなど十八か国、年齢は十歳代から八十歳代までの生徒が在籍しております。

○とや委員 文字どおり年齢も性別も国籍も違う幅広い人たちが夜間中学に通ってきています。これは、先ほど申し上げました一五年の文科省が、中学校の既卒者も夜間中学可としたことも大きいと思います。

陳情者の趣旨にもあるとおり、元不登校、ひきこもりだった若者が多く入学しておりますが、私も夜間中学の卒業生にお会いする機会があつて、その夜間中学の先生に救われたというお話や、社会に出て十年以上たつてもそのときの恩は忘れていないなど、語っていたことを思い出します。

養護教諭、スクールカウンセラーは
生徒が安心して学ぶために重要な役割

夜間中学の必要性が多く関係者によつて語られ、広がり、また、ニーズを国も認識するようになって、二〇一七年には教育機会確保法を制定しています。それ以来、夜間中学の設置への支援はじめ、様々な支援を実施してきております。

今日は特にお聞きしたいのが、この間、何度か夜間中学については求めてきましたが、養護教諭の配置やスクールカウンセラーの配置についてです。都としてどのように取り組んでいるのか、また、養護教諭、あるいはスクールカウンセラーの配置の重要性についてお答えください。

○吉村人事部長 養護教諭は、生徒の健康相談等の中心的役割を担っており、都教育委員会では、国の

標準法を踏まえ、夜間学級を設置する中学校に対し、昼間の学級と合わせて一人の養護教諭を配置するとともに、夜間学級の措置として、都が任用する非常勤教員の養護教諭の配置や、今年度からは設置自治体が最大で週五日、会計年度任用職員を配置できるよう経費の支援を行っております。

また、児童生徒を取り巻く様々な課題に対し、専門性を生かして、心理面から支援を行うことが重要であることから、全ての公立小中学校にスクールカウンセラーを配置しております。

夜間学級設置校では、夜間学級に在籍する生徒に対応するため、校長の判断により、必要に応じてスクールカウンセラーの勤務時間を、柔軟に設置できるようにしております。

〇とや委員 養護教諭は、健康相談の中心的な役割を担っているということです。また、スクールカウンセラーは児童生徒を取り巻く様々な課題に対し、心理面からの支援を行うことが重要ということで配置をされているとお答えでした。

夜間中学には、発達障害などで個別支援が必要な生徒もいることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、高齢の生徒を支援する介助者、養護教諭の拡充を訴える意見も多く寄



せられ、どちらの職種も生徒が安心して学習できる環境を整えるために、なくてはならない役割を担っていると思います。

養護教諭が週5日配置されているのは 8校中3校のみ

そこです、ここからは養護教諭について伺いたいと思います。今述べましたように夜間中学には多様な人々が通学をしています。国際結婚や仕事の関係で来日した外国人とその家族、これらの人たちは日本語が分からず苦労していると聞いています。分からないから学校を休みがちになり、それを先生たちが何とか支えているという現状もお聞きしたことがあります。

また、メンタル面での困難を抱える人たち、貧困や家庭の悩みもあり、疲労も蓄積し、健康面でも問題を抱える人たちもいらつしやいます。こうしたとき、学校で欠かせないのが養護教諭ではないでしょうか。

東京都は、今年度から養護教諭を配置した区市町村に対し人件費を補助しているということです。これはそれまでの状況から見ても前進であり歓迎したいと思います。しかし、学校によって勤務状況は異なり、生徒の現状やニーズに応え切れていないのではないかと懸念があります。

そこで、それぞれの夜間中学に配置されている養護教諭の週の勤務日数についてお答えください。

〇吉村人事部長 設置自治体が設定している会計年

度任用職員の勤務日数は、令和五年五月においておむね、墨田区立文花中学校及び世田谷区立三宿中学校が週二日、足立区立第四中学校及び八王子市立第五中学校が週三日、大田区立糎谷中学校、荒川区立第九中学校及び江戸川区立小松川中学校が週五日となっております。

〇とや委員 ありがとうございます。それぞれの夜間中学の養護教諭の勤務日数についてお答えいただきましたが、昨年度はゼロ配置の学校もありましたが、現在はマックスで五日間勤務している学校は三校だということが分かりました。八校のうち三校だという実態があるわけです。そして、他の五校は三日ないし二日間勤務です。

毎日勤務できなければ 生徒の状態の把握や支援ができない

非常勤の勤務校が一枚ありますから、しかし、これはマックスでも週四日ということになります。通常の中学校と比較して、あまりにも差があると思います。毎日養護教諭が在籍していない状況をつくることは、生徒にとっても危険を伴うものであり、放置することは許されません。

また、学校にばらつきがあるわけで、東京都の会計年度職員システムも大きな要因だと思います。会計年度職員は、大体五年で再度任用の試験を受けなければなりません。また現在、養護教諭の職は時給千八百円と聞いていますが、一日の労働時間は五時間、週五日勤務しても月収十八万、年収二

百十万円、手取りは百万円台というふう聞いております。

まさに官製ワーキングプアそのものであります。そのため、他の職種と兼務をしている人など聞いて、週五日勤務している養護教諭が、学校が三日にとどまっているのはそのせいではないかと思えます。会計年度職員であることから、収入が低く長く勤務できる職場でないことで、学校も人材を探すのに大変苦労していると聞いております。

また、毎日勤務できない勤務状態では、生徒の健康状態の把握やメンタル面での支援、相談などに対応することはできません。この状態は適切とはいえないのではないのでしょうか。

○小寺指導部長 夜間学級を含む全ての学校におきまして、教育相談体制の下に教職員、これは様々な教員や、それから、それ以外の外部等の指導員も含めてですが、連携して、日常的に児童生徒の心身の状況を把握するとともに、必要な支援を行っているところでございます。

○とや委員 必要な支援を行っているといいますが、教職員が連携して生徒の状況を把握するのは、専任養護教諭が毎日配置されている通常の学級でもやっていることです。

養護教諭が来ない日に 生徒が突然倒れたことも

陳情者によれば、養護教諭がいない学校で、健康診断に際して、教科を指導する教員や校医がエック

ス線の検診車を手配したり、健康カードに記入したりしなければならなかったことがあったということが記載されておりました。

今でも週一回など少ない勤務日数の学校では、またこういう事態が起こり得るのではないかと考えます。学校において、通常、健康診断時の校医やエックス線の検診車の手配、あるいは健康カードへの記入の業務は誰の仕事でしょうか。養護教諭の職務についても併せてお答えください。

○吉村人事部長 養護教諭は、健康診断の計画、実施等において中心的な役割を担っております。健康診断の実施に際しましては、各学校において、校長の指導の下、学級担任等と連携して業務に当たっているものでございます。

○とや委員 国の保健体育審議会の答申では、養護教諭については、現代的な課題など、近年の問題状況の変化に伴い、健康診断、保健指導、救急処置などの従来の職務に加えて、専門性と保健室の機能を最大限に生かして、心の健康問題にも対応した健康の保持増進を実践できる資質の向上を図る必要がある、このような答申が出ています。

これは九七年に答申されたものですが、養護教諭の職務について、健康診断や保健指導、救急処置は従来の職務となっていて、基本的な職務として、まさに位置づけられているわけです。このことを都教委として十分認識していただきたいと思えます。

ある学校では、養護教諭が来ない日に生徒が授業を終えて帰宅しようとしたところ、突然倒れてしまったという事例もあると聞いています。関係者から

は、養護教諭は週五日つけないと、いずれ死亡事故につながるなど最悪の事態を起こすことになるのではないかと語っていると聞きました。

学校は生徒が学び成長する場所であると同時に、安全な場所であればなりません。その責任を負うのは、設置者であると同時に、教員配置についていけば都教育委員会の責任は大変重いといわなければなりません。

全国で17自治体31校 全体の74%が専任の養護教諭を配置

国は、教育機会確保法制定以降の支援で、既設の夜間中学においては多様な生徒の受入れを図り、それぞれの能力に応じた指導を充実させるためには教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教職員体制の充実を求める声が多いとして、養護教諭などの加配についても財政的な支援をしております。都としても加配を要求すべきではないでしょうか。

○吉村人事部長 都教育委員会では、設置自治体が最大で週五日、会計年度任用職員を配置できるように経費の支援を行っております。各設置自治体が本支援制度を活用し、会計年度任用職員を必要な日数配置できるよう周知を行っております。

○とや委員 周知をしても、今の不安定な雇用状態では、勤務したくてもできないわけですよ。ある区では養護教諭が見つからなくて、助産師さんが見かねて来てくれているという学校もあるというふうに聞きました。



そんな状況がいつまでも続けられるとは到底思えないわけです。

全国夜間中学校連絡会の調査では、全国の夜間中学の多くが専任養護教諭を置いていることが明らかになっている資料がございます。十七自治体三十一校で全体の七四％に上ります。

私は夜間中学を設置している他県に直接お話を聞かせていただきました。そのお話を聞いたところ、専任の養護教諭を置くのは、生徒を預かっている以上、当たり前であるとおっしゃっていました。

養護教諭がいないときは、通常学級と、昼間の学級と同様、他の教職員でカバーをするけれども、それは専任の養護教諭がいることが前提だというお話でした。先方はなぜ当たり前前のことを聞くのかという様子でありました。

都としても、専任の養護教諭をきちんと置いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉村人事部長 都教育委員会では、国の標準法を踏まえ、夜間学級を設置する中学校に対して、昼間の学級と合わせて一人の養護教諭を配置するとともに、夜間学級への措置として、必要に応じて設置自治体が最大で週五日、会計年度任用職員を配置できるように経費の支援等を行っているものとございます。○とや委員 いつまでも今の不安定雇用状態を放置しないで、生徒の命と健康に責任を持つ都としても、専任の養護教諭を配置するために国に加配を求めていただきたいと思います。



スクールカウンセラー配置の重要性もますます高まっている

次に伺いたいのがスクールカウンセラーの配置です。文科省の肩識者会議では夜間中学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を促進するとして、夜間中学校を重点配置の対象として、人件費三分の一の支援のメニューをつくって支援をしています。

都として夜間中学におけるスクールカウンセラーの必要性についてどうお考えでしょうか。お答えください。

○小寺指導部長 都教育委員会は、児童生徒が取り巻く様々な課題に対し、専門性を生かして心理面からの支援を行う必要があることから、夜間学級を設置する全ての中学校にスクールカウンセラーを配置しておりまして、必要に応じて勤務時間を柔軟に設定できるようにしております。

○とや委員 今のご答弁を聞いてみると夜間中学には全てスクールカウンセラーが配置されているように聞こえるんですが、決してそうではありません。昼間の学校に配置されているスクールカウンセラーが、校長の判断などで時間を変更したり、生徒に早く来てもらったりして対応しているという実態があるわけです。

夜間中学では生徒の家庭環境などの複雑化もあって、養護教諭同様、スクールカウンセラーなどの配置の重要性はますます高まっています。しかし、

今申し上げたように、東京の夜間中学では、昼間の学級にのみスクールカウンセラーが配置されて、必要ときに生徒に早く来てもらうとか、カウンセラーが勤務時間をずらして対応しているという話もあります。

スクールカウンセラーは週一回の配置であり、通常の学級でも相談待ちがあったり、あるいは相談内容も複雑化をして、長期にわたる支援が必要になるなど、夜間と掛け持ちでは現実的ではありません。国の支援は現場からの声を受けてのものであります。都としても夜間学級へのスクールカウンセラーの配置に向けて検討していただくよう強く求めます。

不就学であった高齢者や不登校の児童生徒、外国人など、学びたいと願う人々の学びに門戸を開き、基礎学習や日本語を学び、巣立っていく人たちの未来を明るくする夜間中学です。さらなる充実を求めます。

陳情には私ども賛成の立場でありますが、継続という会派のお声もありますので、継続を表明し、この質問を終わらせていただきます。

ご意見・ご要望をお寄せください

2024年3月

日本共産党東京都議会議員団

163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都議会内

TEL : 03(5320)7270 / FAX : 03(5388)1790

HP : <http://www.jcptogidan.gr.jp/>